

道路啓開に関する近年の動向

和歌山河川国道事務所

紀南河川国道事務所

和歌山県

道路啓開計画の法定化

○令和6年能登半島地震を受けた「道路啓開」の重要性の認識を踏まえて、道路法が改正され、道路啓開計画が法定化された（令和7年4月16日施行）。



道路啓開計画ガイドラインの公表

○国土交通省道路局より、「道路啓開計画」の策定にあたり、留意すべき事項をとりまとめたガイドラインが公表された(令和7年7月)。

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】の記載事項

- 1.対象となる災害の種類
- 2.道路啓開の目標
- 3.優先的に道路啓開を実施する路線・区間
- 4.道路啓開の方法
- 5.資機材の備蓄・調達
- 6.実践的な訓練
- 7.情報収集・伝達
- 8.その他

道路啓開計画ガイドライン
【地震・津波編】

令和7年7月

国土交通省道路局

出典:道路啓開計画ガイドライン【地震・津波編】,
国土交通省道路局,令和7年7月

近畿道路啓開計画(令和8年3月)の策定

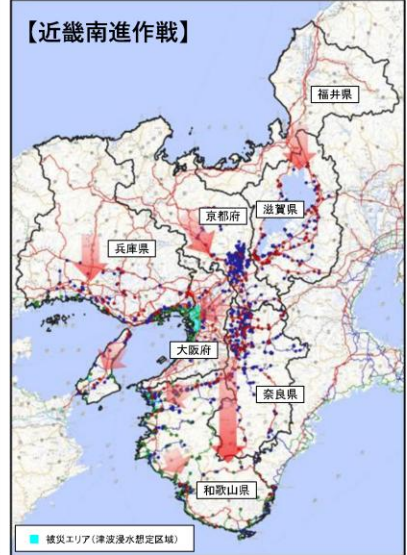
○道路啓開計画の法定化を受け、近畿圏域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域)において、道路管理者のほか関係機関も含めて構成される「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、近畿道路啓開計画が策定された(令和8年3月)。

近畿道路啓開計画の概要(1/3)

目的 令和6年1月に発生した能登半島地震では、人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保において道路啓開が極めて重要であることが改めて認識された。こうした教訓を踏まえ、令和7年に道路法等が改正され、道路啓開計画を策定することが法定化された。近畿道路啓開計画は、近畿圏域(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の区域)において、道路管理者のほか関係機関も含めて構成される「近畿道路啓開計画協議会」での協議を経て、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力のもと、大規模災害時における道路啓開の実効性を向上させることを目的とする。

計画の概要

- 1. 対象とする災害
 - 本計画では、「南海トラフ地震」を対象災害、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を啓開作業の対象エリア、津波浸水想定区域(和歌山県、大阪府、兵庫県の沿岸部)を被災エリア※として設定
※和歌山県、大阪府、兵庫県が公表する津波浸水想定区域図において浸水が想定される区域(32市18町)
- 2. 道路啓開の目標、3. 優先的に道路啓開を実施する路線・区間
 - 発災から概ね 72 時間以内の道路啓開を目標として、道路ネットワークの整備状況を踏まえ、優先的に啓開すべき路線・区間を設定
 - 能登半島地震の教訓を踏まえ、海路・空路を活用したアクセスルートを設定



種別	拠点の役割
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点等
進出拠点	広域支援ルートから被災地(活動拠点)に向けた被災地進出を接続する防災拠点
救助活動拠点	被災地(津波浸水域内等)の啓開の拠点となる防災拠点

種別	ルートの役割・機能
広域支援ルート(24h)	・各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート ・高速道路、直轄道路、都市高速から設定することを基本とする
被災地進出ルート(48h)	・被災地内の活動に向けて、広域支援ルートと進出拠点を連絡するルート
被災地内ルート(72h)	・大きな津波被害等が想定される地域内のルート

4. 道路啓開の方法

- 本来道路管理者に代わって国が啓開する路線を設定(直轄啓開予定道路)
- 路線設定の考え方 紀伊半島における道路ネットワークの実態を踏まえ、広域進出拠点(新宮市民運動競技場)までの主軸となる区間を設定
- 直轄啓開予定道路 【県管理道路】(合計 約120km)
国道168号(国道24号 五條市 本陣交差点～国道42号 新宮市 橋本交差点)
- 代替路 【県管理道路】(合計 約50km)
国道311号(国道42号 上富田町 岩崎交差点～国道168号 田辺市 本宮交差点)
- 直轄啓開予定道路の発動条件は、「和歌山県南部で震度6強以上の地震が観測され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」または「和歌山県南部で大津波警報が発表され、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合」



近畿道路啓開計画の概要(2/3)

計画の概要

5. 資機材の備蓄・調達

- 被災想定に基づき算出した必要な資機材量と備蓄量を比較し、必要量を確保できることを確認
- 道路管理者は、災害協定を締結した建設業者等における資機材の備蓄状況について毎年確認を行い、近畿道路啓開計画協議会の関係者間で共有

想定項目		被災量	必要な資機材量		備蓄量 (道路啓開計画+協定事業者)
津波堆積物		60,000m ³	土砂	2,000m ³	501,081m ³
沿道施設被害	災害廃棄物	163,000m ³	土のう袋	65,000袋	706,358袋
	電柱倒壊	200本	敷鉄板	6,000枚	35,386枚
橋梁段差等	橋梁段差	2,000橋	ブルドーザ	400台	430台
	倒壊・落橋		バックホウ	600台	13,244台
	流出		ホイールローダ	400台	2,022台
	放置車両等		ダンプトラック	700台	10,143台
落石や自然斜面、盛土法面の崩壊		70箇所 110,000m ³	ユニック車	600台	1,796台

図 必要資機材量の算定 必要量確保

6. 実践的な訓練

- 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、協議会に参画する関係機関が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図る実践的な訓練を毎年実施

表 訓練年次計画案

訓練メニュー		初年度	2年度	3年度	4年度	5年度	備考
図上訓練	計画・マニュアルに基づく対応訓練(読み合わせ形式、ロールプレイング形式)	●	●	●	●	●	習熟度に応じて実施形式を設定(最初は読み合わせ、習熟した段階でロールプレイング形式等)
	24条承認の特例の実施に関する連絡調整、権限代行への移行手続き訓練				●		
	災害情報共有システム等を活用した情報共有訓練	●	●	●	●	●	被災地調査などの実地訓練と組み合わせた訓練も可
実地訓練	衛星画像、ドローン、電動自転車等を活用した被災地調査		●		●		
	関係企業・団体等と連携した啓開作業訓練(土砂・がれき等の搬去、放置車両等の移動、橋梁段差の解消、倒壊電柱の撤去等)			●	●	●	2〜3チームを決めて実施
	通信手段途絶状態における通信手段確保訓練(スターリング等)	●				●	

7. 情報収集・伝達

- 道路管理者及び関係機関における情報収集・伝達は、以下の系統図に基づき実施
- 各府県は、道路啓開一元化窓口において道路啓開に関連する各種情報を集約し、近畿地方整備局は、これらの窓口と連携して、近畿管内の道路啓開状況を把握・共有

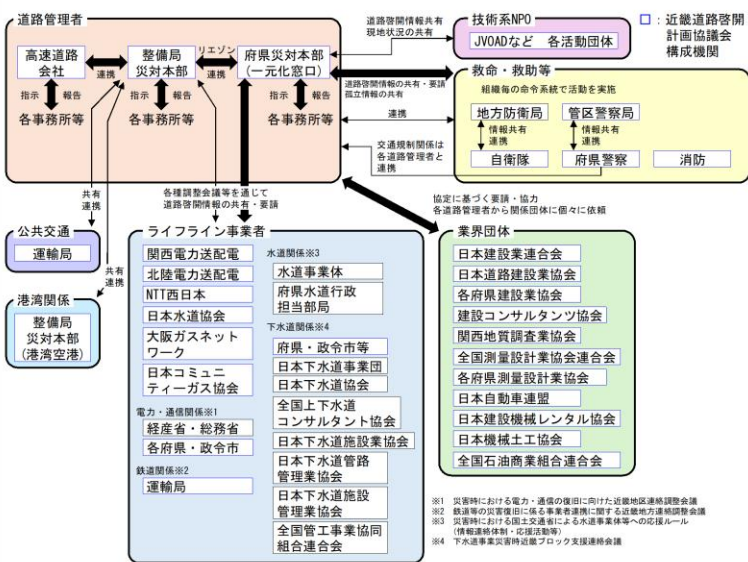


図 関係機関との情報伝達・体制系統図



写真 倒壊電柱の撤去訓練(自衛隊連携)



写真 土砂撤去、放置車両移動訓練

近畿道路啓開計画の概要(3/3)

計画の概要

8. 2道路啓開計画のスパイラルアップ

- 計画策定は、道路管理者および関係機関で議論のうえ作成
- 策定後は、被災想定の見直しや災害対応の教訓等を踏まえ、定期的(5年に1回)に計画を見直す

8. 3道の駅の活用

- 災害時の「道の駅」の迅速な活用と防災機能の強化に向け、各「道の駅」の位置や防災機能の現状を地図上で整理
 - 広域支援ルート上の主要な「道の駅」のうち、広域進出拠点として19箇所を位置づけて活用
 - 例) 滋賀県大津市 道の駅「妹子の郷」●▲
 - 京都府亀岡市 道の駅「ガレリアかめおか」
 - 奈良県奈良市 道の駅「クロスウェイなかまち」●▲
 - 和歌山県かつらぎ町 道の駅「かつらぎ西」▲
 - 和歌山県海南市 道の駅「海南サカス」●▲
 - 和歌山県すさみ町 道の駅「すさみ」●▲ 等
 - 進出拠点ルート上の主要な「道の駅」のうち、進出拠点として13箇所を位置づけて活用
 - 例) 滋賀県甲良町 道の駅「せせらぎの里こうら」●▲
 - 京都府南丹市 道の駅「京都新光悦村」
 - 奈良県平群町 道の駅「大和路へぐり」▲ 等
- :防災道の駅 ▲:防災拠点自動車駐車場
- 直轄啓開予定道路に接続する道の駅「瀬峡街道熊野川」については、道路本線と同様に24条承認の特例を設定
 - 道の駅「吉野路 大塔」「十津川郷」については、単独型のため24条承認の特例の設定はしないが、協定締結を行うなどして拠点として機能強化



道の駅「すさみ」



道の駅「海南サカス」

8. 4優先啓開ルート上のリスクの整理

- 優先啓開路線について、浸水想定区域、無電柱化の未整備区間、落橋のおそれ、盛土・法面の崩壊リスク等を地図上に整理し、可視化
- リスクが多い路線を事前に把握し、迂回ルートをあらかじめ設定

8. 5地域の道路ネットワークの課題等の整理

- 都市部では、いまだミッシングリンクが存在しており、多数の渋滞箇所の発生、渋滞の慢性化、交通事故の発生等が課題
- 紀伊半島内陸部においては、過去の大規模災害において、国道168号や国道169号を含めた多くの道路で土砂崩壊や落橋等により通行止めとなり、孤立集落が発生した事例もあることから、強靱な道路ネットワークの確保の課題
- 紀伊半島沿岸部においては、高規格道路ネットワークのミッシングリンクが存在している一方で、並行する国道42号が南海トラフ地震に伴う津波浸水(最大津波高19m)による通行不能のおそれがあることから、津波に対して十分な高さを確保した道路整備の課題

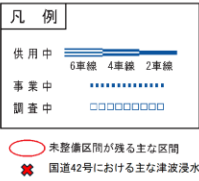
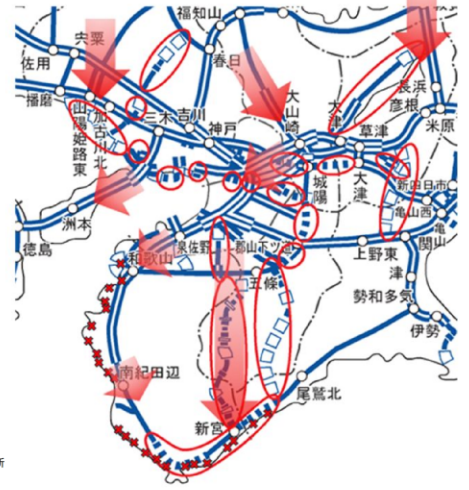


図 関西エリアにおける高規格道路の未整備区間

8. 6複合災害について

- 地震・津波災害に加え、雪害や風水害(大雨・台風・高潮・都市水害)が同時もしくは後発で発生する可能性を踏まえ、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域など、被害発生につながるリスクを図示し、関係者間で情報を共有

和歌山県道路啓開協議会及び幹事会に関する 事項の変更【議題】

和歌山河川国道事務所

紀南河川国道事務所

和歌山県

和歌山県道路啓開協議会及び幹事会に関する事項の変更

○和歌山県における道路啓開計画の更なる取組推進および道路啓開計画に関する近年の動向を踏まえ、和歌山県道路啓開協議会及び幹事会に関する以下4つの議案について、書面表決をお願いします。

議案① 協議会規約の更新

内容: 道路啓開計画は、**道路法第22条の3の規定に基づき定める計画**と追記する。
協議会規約で設置することができる」とされている「部会」を、「**ワーキンググループ**」に更新する。

議案② 幹事会の統合

内容: 「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」と「県管理道路等を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」を統合し、「**和歌山県道路啓開幹事会**」とする。

議案③ 幹事会規約の更新

内容: 和歌山県道路啓開幹事会の幹事長を**和歌山県県土整備部長**に、副幹事長を**和歌山河川国道事務所長**および**紀南河川国道事務所長**にそれぞれ更新する。
和歌山県道路啓開幹事会の目的を「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」と「県管理道路等を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」を統合した目的に更新する。

議案④ 協議会及び幹事会構成員の更新

内容: 和歌山県道路啓開協議会の**構成員を更新**する。
[関西電力(株)和歌山支社⇒関西電力送配電(株)和歌山本部]
和歌山県道路啓開幹事会の**構成員を更新**する。
[幹事会構成員に追加する機関]

近畿地方整備局防災室、近畿地方整備局和歌山港湾事務所、西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部、和歌山市消防局、(一社)日本建設機械レンタル協会関西ブロック 和歌山支部、(一社)日本機械土工協会 近畿支部、(一社)建設コンサルタント協会 近畿支部 和歌山地域委員会、(一社)関西地質調査業協会 和歌山支部、(公社)日本水道協会 和歌山県支部、(一社)日本コミュニティーガス協会、大阪ガスネットワーク(株) 南部事業部、新宮ガス(株)、(一社)日本自動車連盟関西本部ロードサービス部 ※和歌山県石油商業組合の追加は今後調整予定

【議案①】協議会規約の更新

○道路啓開計画は、**道路法第22条の3の規定に基づき定める計画**と追記する。

旧 規約

(目的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

新 規約

(目的)

第2条 協議会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画(**道路法第22条の3の規定に基づき定める計画**)及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

赤字見え消し: 変更箇所

【議案①】協議会規約の更新

○協議会規約で設置することができる」とされている「部会」を、「ワーキンググループ」に更新する。

旧 規約

(幹事会及び部会)

第6条 協議会に、幹事会及び部会を設置することができるものとし、いずれも構成員の指名と協議会の承認を受けた者で構成するものとする。

- 2 幹事会は、部会の調整及びとりまとめを行い、協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とするものとする。
- 3 部会は、実務的な検討を行うことを目的とする。
- 4 幹事会に幹事長、部会に部会長を置き、それぞれ互選により選出するものとする。
- 5 幹事会及び部会の運営に関し必要な事項は、幹事長及び部会長がそれぞれ幹事会及び部会に諮って定めるものとする。

新 規約

(幹事会及びワーキンググループ部会)

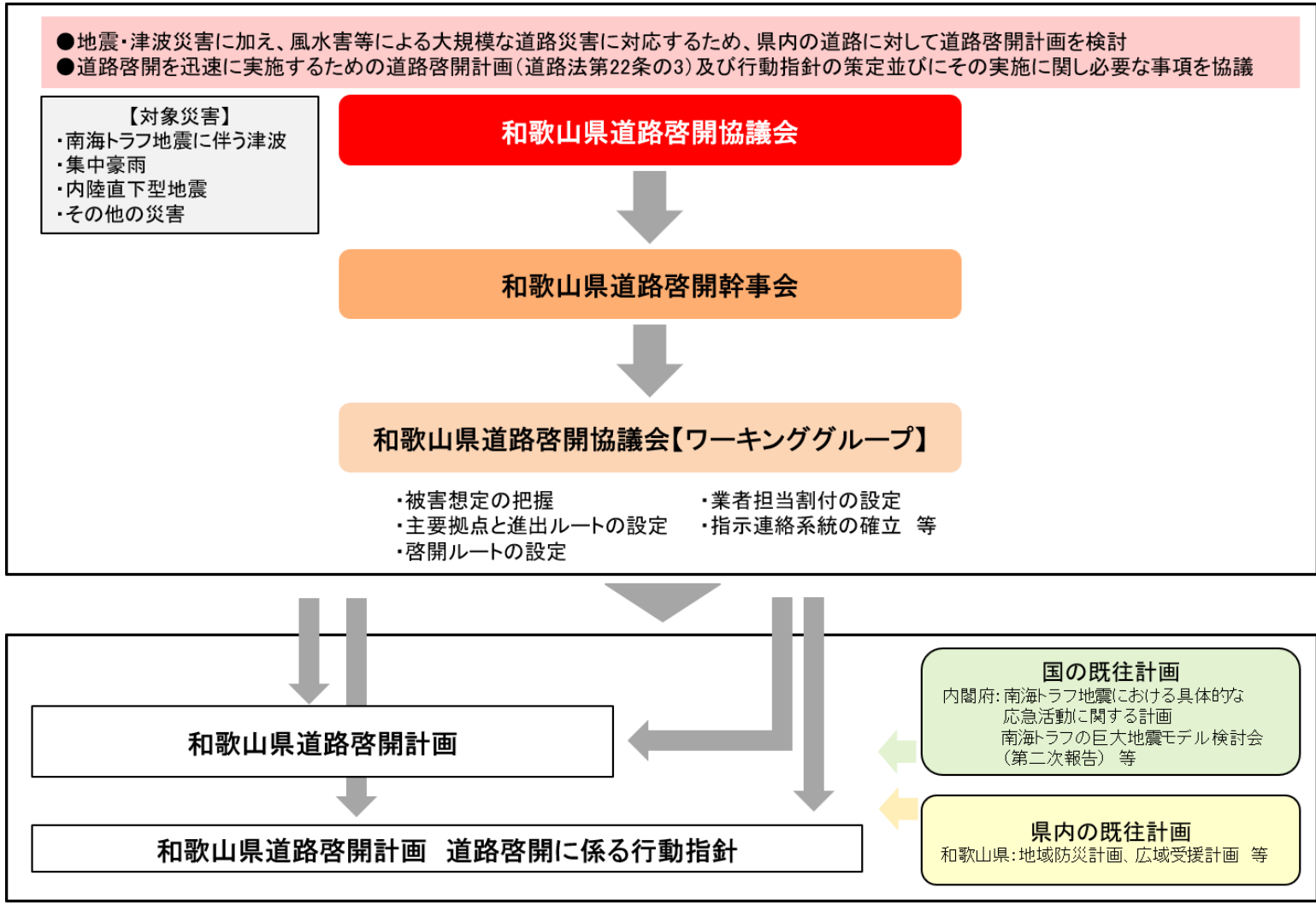
第6条 協議会に、幹事会及びワーキンググループ部会を設置することができるものとし、いずれも構成員の指名と協議会の承認を受けた者で構成するものとする。

- 2 幹事会は、ワーキンググループ部会の調整及びとりまとめを行い、協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とするものとする。
- 3 ワーキンググループ部会は、実務的な検討を行うことを目的とする。
- 4 幹事会に幹事長、ワーキンググループ部会にワーキンググループ部会長を置き、それぞれ互選により選出するものとする。
- 5 幹事会及びワーキンググループ部会の運営に関し必要な事項は、幹事長及びワーキンググループ部会長がそれぞれ幹事会及びワーキンググループ部会に諮って定めるものとする。

【議案②】幹事会の統合

○「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」と「県管理道路等を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」を統合し、「和歌山県道路啓開幹事会」とする。

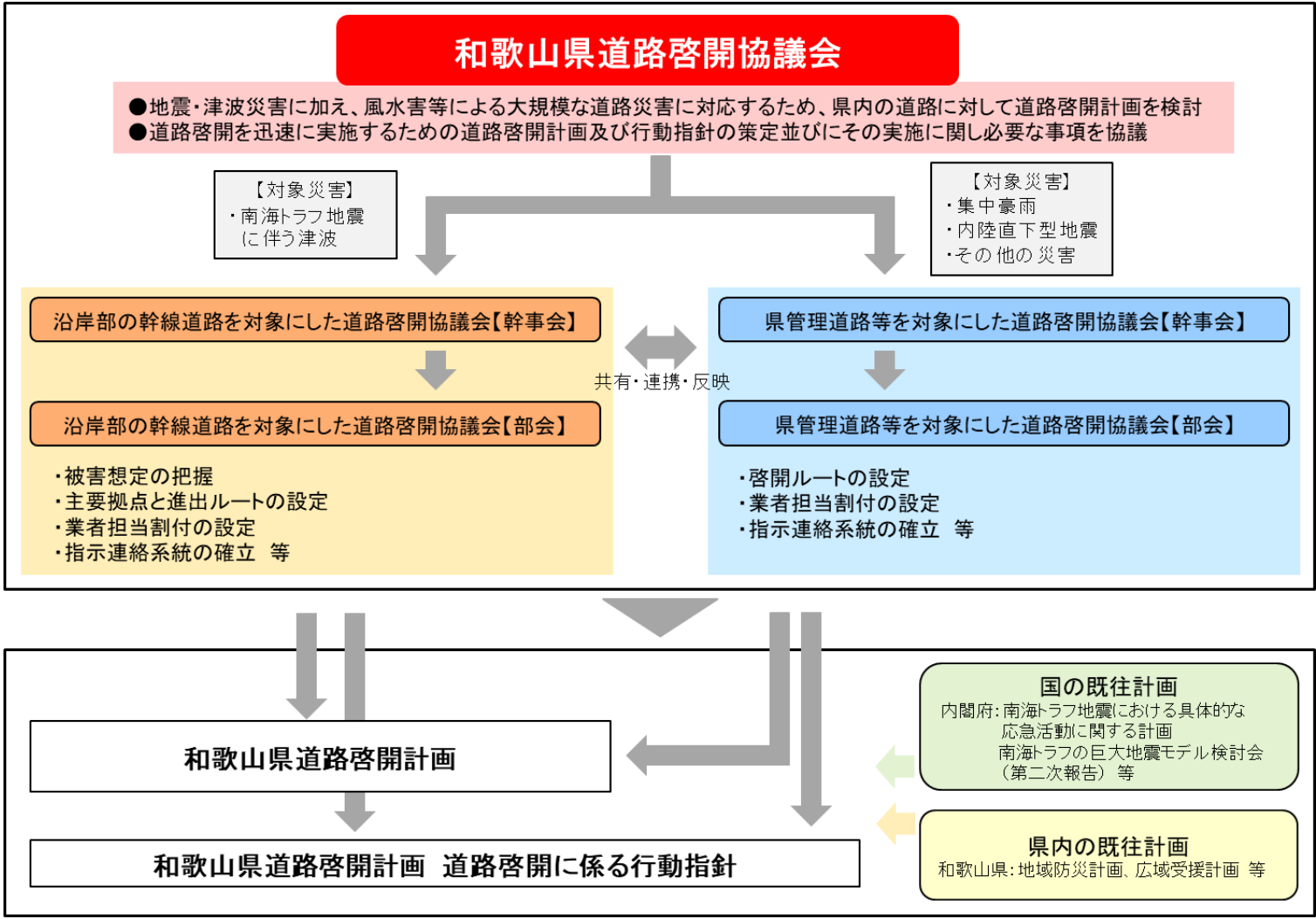
新たな和歌山県道路啓開協議会の構成



【議案②】幹事会の統合(参考)

○「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」と「県管理道路等を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」を統合し、「和歌山県道路啓開幹事会」とする。

(参考)これまでの和歌山県道路啓開協議会の構成



【議案③】幹事会規約の更新

○和歌山県道路啓開幹事会の幹事長を和歌山県県土整備部長に、副幹事長を和歌山河川国道事務所長および紀南河川国道事務所長に変更する。

旧 規約

(組織)

第4条 幹事会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長を、副幹事長は国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長および和歌山県県土整備部道路局道路保全課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事長に事故等があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

新 規約

(組織)

第4条 幹事会は、別紙に掲げる者(以下、「構成員」という。)をもって組織する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事長は和歌山県県土整備部長国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長を、副幹事長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長および国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長および和歌山県県土整備部道路局道路保全課長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事長に事故等があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

【議案③】幹事会規約の更新

○和歌山県道路啓開幹事会の目的を「沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」と「県管理道路等を対象にした道路啓開協議会【幹事会】」を統合した目的に更新する。

旧 規約（「(和歌山県道路啓開協議会)沿岸部の幹線道路を対象にした道路啓開幹事会」）

（目 的）

第2条 幹事会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水による道路啓開計画の検討のとりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

旧 規約（「(和歌山県道路啓開協議会)県管理道路等を対象にした道路啓開幹事会」）

（目 的）

第2条 幹事会は、風水害等による大規模な道路災害に対する県下全域の緊急輸送道路を中心とした道路啓開計画の提案、とりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

新 規約

（目 的）

第2条 幹事会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画の提案、検討のとりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

【議案④】協議会及び幹事会構成員の更新

○和歌山県道路啓開協議会の**構成員**などを更新する。

和歌山県道路啓開協議会 名簿(案)

赤字: 更新箇所

和歌山県道路啓開協議会 名簿(案)

機 関 名	役 職 名	備考
近畿地方整備局	局長	会長
和歌山県	知事	副会長
西日本高速道路(株)関西支社	関西支社長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部	本部長	
和歌山市	市長	
海南市	市長	
橋本市	市長	
有田市	市長	
御坊市	市長	
田辺市	市長	
新宮市	市長	
紀の川市	市長	
岩出市	市長	
紀美野町	町長	
かつらぎ町	町長	
九度山町	町長	
高野町	町長	
湯浅町	町長	
広川町	町長	

有田川町	町長	
美浜町	町長	
日高町	町長	
由良町	町長	
印南町	町長	
みなべ町	町長	
日高川町	町長	
白浜町	町長	
上富田町	町長	
すさみ町	町長	
那智勝浦町	町長	
太地町	町長	
古座川町	町長	
北山村	村長	
串本町	町長	
(一社)和歌山県建設業協会	会長	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	支部長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	本部長	
NTT西日本(株) 和歌山支店	支店長	

変更点①機関の変更
(関西電力和歌山支社
⇒関西電力送配電
和歌山本部)

変更点②社名の変更
(NTT西日本)
※幹事会名簿も同様に更新

【議案④】協議会及び幹事会構成員の更新

○和歌山県道路啓開幹事会の構成員などを更新する。

和歌山県道路啓開幹事会 名簿(案)

赤字: 更新箇所

和歌山県道路啓開幹事会 名簿(案)

機 関 名	役 職 名	備 考
和歌山県県土整備部	県土整備部長	幹事長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	事務所長	副幹事長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所	事務所長	副幹事長
近畿地方整備局 防災室	防災室長	
近畿地方整備局和歌山港湾事務所	事務所長	
西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長	
西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所	事務所長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部交通部 交通規制課	交通規制課長	
和歌山県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長	
和歌山県県土整備部県土整備政策局	技術調査課長	
和歌山県海草振興局建設部	建設部長	
和歌山県海草振興局建設部 海南工事事務所	事務所長	
和歌山県那賀振興局建設部	建設部長	
和歌山県伊都振興局建設部	建設部長	
和歌山県有田振興局建設部	建設部長	
和歌山県日高振興局建設部	建設部長	
和歌山県西牟婁振興局建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局串本建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	建設部長	
和歌山市	都市建設局 道路河川部長	
海南市	まちづくり部長	
橋本市	建設部長	
有田市	建設部長	
御坊市	産業建設部長	
田辺市	建設部長	
新宮市	建設農林部長	
紀の川市	建設部長	
岩出市	事業部長	
紀美野町	建設課長	
かつらぎ町	建設課長	
九度山町	建設課長	
高野町	建設課長	
湯浅町	産業建設課長	

変更点① 幹事長・副幹事長の更新(議案③で説明)

変更点② 機関の追加

変更点⑥ 社名の変更(NTT西日本) ※協議会名簿も同様に更新

変更点③ 役職の変更(有田市)

変更点⑦ 機関の追加

機 関 名	役 職 名	備 考
広川町	建設課長	
有田川町	建設環境部長	
美浜町	農林水産建設課長	
日高町	産業建設課長	
由良町	地域整備課長	
印南町	建設課長	
みなべ町	建設課長	
日高川町	建設課長	
白浜町	建設課長	
上富田町	建設課長	
すさみ町	建設課長	
那智勝浦町	建設課長	
太地町	産業建設課長	
古座川町	建設課長	
北山村	建設課長	
串本町	建設課長	
(一社)和歌山県建設業協会	専務理事	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	土木技術委員会副委員長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	防災・企画担当部長	
NTT西日本(株)和歌山支店	設備部長	
和歌山市消防局	警防課長	
(一社)日本建設機械レンタル協会関西ブロック和歌山支部	支部長	
(一社)日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
(一社)建設コンサルタンツ協会 近畿支部 和歌山地域委員会	和歌山地域委員長	
(一社)関西地質調査業協会 和歌山支部	支部長	
(公社)日本水道協会 和歌山県支部	和歌山市企業局長	
(一社)日本コミュニティーガス協会	事務局長	
大阪ガスネットワーク(株) 南部事業部	部長	
新宮ガス(株)	取締役 ガス事業部長	
(一社)日本自動車連盟関西本部 ロードサービス部	部長	
和歌山県石油商業組合		追加調整中
和歌山県警察本部警備課	警備課長	オブザーバー
近畿地方整備局	道路情報管理官	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長補佐	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	係長	オブザーバー

変更点④ 役職の変更(北山村)

変更点⑤ 役職の変更(関西電力送配電和歌山本部)

今年度のスケジュール（予定）

和歌山河川国道事務所

紀南河川国道事務所

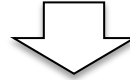
和歌山県

今年度のスケジュール(予定)

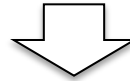
令和8年7月15日

(今回)

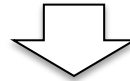
令和8年度第1回和歌山県道路啓開協議会の開催
和歌山県道路啓開協議会規約・名簿の提示等



令和8年度第1回和歌山県道路啓開幹事会の開催
和歌山県道路啓開計画の改定方針の提示

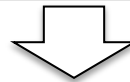


ワーキンググループで実務的な検討を実施
※実務者レベルで構成予定 ※今後、各機関と調整し担当者を設定

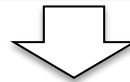


令和8年内目標

令和8年第2回度和歌山県道路啓開幹事会の開催(中間報告)
和歌山県道路啓開計画(中間案)の提示



令和8年第3回度和歌山県道路啓開幹事会の開催
和歌山県道路啓開計画(更新案)の提示



令和8年度内目標

令和8年度第2回和歌山県道路啓開協議会の開催
改正道路法に基づく和歌山県道路啓開計画の改定・公表

「和歌山県道路啓開協議会」規約（案）

（名称）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2の規定に基づき、「和歌山県道路啓開協議会」（以下、「協議会」という。）を組織する。

（目的）

第2条 協議会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画（道路法第22条の3の規定に基づき定める計画）及び行動指針の策定並びにその実施に関し必要な事項を協議することを目的とする。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議を行うものとする。

- (1) 道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- (2) 道路啓開における関係行政機関 関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関すること
- (3) 道路啓開計画及び行動指針の関係地域（地元）への周知等情報提供に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、別紙に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 協議会には会長及び副会長を置くものとし、会長は国土交通省近畿地方整備局長を、副会長は和歌山県知事をもって充てる。
- 3 会長は、本会議を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の本会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。
- 3 会長は、必要に応じ構成員以外の者の本会議への出席を求めることができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第6条 協議会に、幹事会及びワーキンググループを設置することができるものとし、いずれも構成員の指名と協議会の承認を受けた者で構成するものとする。

2 幹事会は、ワーキンググループの調整及びとりまとめを行い、協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とするものとする。

3 ワーキンググループは、実務的な検討を行うことを目的とする。

4 幹事会に幹事長、ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、それぞれ互選により選出するものとする。

5 幹事会及びワーキンググループの運営に関し必要な事項は、幹事長及びワーキンググループ長がそれぞれ幹事会及びワーキンググループに諮って定めるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 協議会の事務局は国土交通省近畿地方整備局道路部道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に置くものとする。

3 会長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させることができるものとする。

(規約の改正その他)

第8条 本規約の改正等は、会長が協議会に諮って行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成28年7月11日から施行する。

「南海トラフ地震に伴う津波浸水に関する和歌山県道路啓開協議会」規約は、平成28年7月11日をもって廃止する。

本規約は、令和8年〇月〇日一部改正する。

別紙

和歌山県道路啓開協議会 名簿(案)

資料4-2

機 関 名	役 職 名	備考
近畿地方整備局	局長	会長
和歌山県	知事	副会長
西日本高速道路(株)関西支社	関西支社長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部	本部長	
和歌山市	市長	
海南市	市長	
橋本市	市長	
有田市	市長	
御坊市	市長	
田辺市	市長	
新宮市	市長	
紀の川市	市長	
岩出市	市長	
紀美野町	町長	
かつらぎ町	町長	
九度山町	町長	
高野町	町長	
湯浅町	町長	
広川町	町長	
有田川町	町長	
美浜町	町長	
日高町	町長	
由良町	町長	
印南町	町長	
みなべ町	町長	
日高川町	町長	
白浜町	町長	
上富田町	町長	
すさみ町	町長	
那智勝浦町	町長	
太地町	町長	
古座川町	町長	
北山村	村長	
串本町	町長	
(一社)和歌山県建設業協会	会長	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	支部長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	本部長	
NTT西日本(株)和歌山支店	支店長	

「和歌山県道路啓開幹事会」規約（案）

（名 称）

第1条 「和歌山県道路啓開協議会」（以下、「協議会」という。）規約第6条（幹事会及びワーキンググループ）に基づき、「和歌山県道路啓開幹事会」（以下、「幹事会」という。）を組織する。

（目 的）

第2条 幹事会は、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対する和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他道路の道路啓開を迅速に実施するための道路啓開計画の提案、検討のとりまとめを行い、もって協議会の円滑な運営の補助を行うことを目的とする。

（協議事項）

第3条 幹事会は、次の事項について協議を行うものとする。

- （1）道路啓開が想定される路線の優先順位の設定及びその方策並びに実施に関すること
- （2）道路啓開における関係行政機関・関係業団体等の役割分担及び行動スケジュール計画並びに情報共有に関すること
- （3）道路啓開計画及び行動指針の関係地域（地元）への周知等情報提供に関すること
- （4）ワーキンググループの円滑な運営に関すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（組 織）

第4条 幹事会は、別紙に掲げる者（以下、「構成員」という。）をもって組織する。

- 2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置くものとし、幹事長は和歌山県県土整備部長を、副幹事長は国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長および国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し会務を総理する。
- 4 幹事長に事故等があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

（会 議）

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。
- 3 構成員は、その指名した者を代理として会議に出席させることができるものとする。

4 幹事長は、必要に応じ構成員以外の者の幹事会への出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 幹事会の庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

2 幹事会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所道路管理課、和歌山県県土整備部道路局道路保全課に置くものとする。

3 幹事長は、必要に応じて事務局に事務局会議を開催させることができるものとする。

(規約の改正その他)

第7条 本規約の改正等は、幹事長が幹事会に諮って行うものとする。

2 本規約に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、その都度幹事長が幹事会に諮って定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成28年9月28日から施行する。

本規約は、令和8年〇月〇日一部改正する。

和歌山県道路啓開幹事会 名簿(案)

資料5-2

機 関 名	役 職 名	備 考
和歌山県県土整備部	県土整備部長	幹事長
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所	事務所長	副幹事長
近畿地方整備局紀南河川国道事務所	事務所長	副幹事長
近畿地方整備局 防災室	防災室長	
近畿地方整備局和歌山港湾事務所	事務所長	
西日本高速道路(株)関西支社保全サービス事業部	保全サービス統括課長	
西日本高速道路(株)和歌山高速道路事務所	事務所長	
陸上自衛隊第37普通科連隊	第3科長	
和歌山県警察本部交通部 交通規制課	交通規制課長	
和歌山県警察本部交通部 高速道路交通警察隊	高速道路交通警察隊長	
和歌山県県土整備部県土整備政策局	技術調査課長	
和歌山県海草振興局建設部	建設部長	
和歌山県海草振興局建設部 海南工事事務所	事務所長	
和歌山県那賀振興局建設部	建設部長	
和歌山県伊都振興局建設部	建設部長	
和歌山県有田振興局建設部	建設部長	
和歌山県日高振興局建設部	建設部長	
和歌山県西牟婁振興局建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局串本建設部	建設部長	
和歌山県東牟婁振興局新宮建設部	建設部長	
和歌山市	都市建設局 道路河川部長	
海南市	まちづくり部長	
橋本市	建設部長	
有田市	建設部長	
御坊市	産業建設部長	
田辺市	建設部長	
新宮市	建設農林部長	
紀の川市	建設部長	
岩出市	事業部長	
紀美野町	建設課長	
かつらぎ町	建設課長	
九度山町	建設課長	
高野町	建設課長	
湯浅町	産業建設課長	

和歌山県道路啓開幹事会 名簿(案)

資料5-2

機 関 名	役 職 名	備 考
広川町	建設課長	
有田川町	建設環境部長	
美浜町	農林水産建設課長	
日高町	産業建設課長	
由良町	地域整備課長	
印南町	建設課長	
みなべ町	建設課長	
日高川町	建設課長	
白浜町	建設課長	
上富田町	建設課長	
すさみ町	建設課長	
那智勝浦町	建設課長	
太地町	産業建設課長	
古座川町	建設課長	
北山村	建設課長	
串本町	建設課長	
(一社)和歌山県建設業協会	専務理事	
(一社)和歌山県測量設計業協会	会長	
(一社)日本建設業連合会関西支部	土木技術委員会副委員長	
関西電力送配電(株) 和歌山本部	防災・企画担当部長	
NTT西日本(株)和歌山支店	設備部長	
和歌山市消防局	警防課長	
(一社)日本建設機械レンタル協会関西ブロック和歌山支部	支部長	
(一社)日本機械土工協会 近畿支部	支部長	
(一社)建設コンサルタンツ協会 近畿支部 和歌山地域委員会	和歌山地域委員長	
(一社)関西地質調査業協会 和歌山支部	支部長	
(公社)日本水道協会 和歌山県支部	和歌山市企業局長	
(一社)日本コミュニティーガス協会	事務局長	
大阪ガスネットワーク(株) 南部事業部	部長	
新宮ガス(株)	取締役 ガス事業部長	
(一社)日本自動車連盟関西本部 ロードサービス部	部長	
和歌山県石油商業組合		追加調整中
和歌山県警察本部警備課	警備課長	オブザーバー
近畿地方整備局	道路情報管理官	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	課長補佐	オブザーバー
近畿地方整備局道路管理課	係長	オブザーバー

「和歌山県道路啓開協議会」設立趣意書

先の東日本大震災では甚大な被害が発生し、とりわけ津波被害については想定を超えるものであり、その脅威は国民の記憶に強く焼き付いています。

また、和歌山県内では紀伊半島大水害の際の深層崩壊などによる道路の途絶など、広域におよぶ甚大な被害を経験したところでもあります。

大規模災害時の状況下において救助・救援活動に必要なかつ不可欠なのは、その活動に資する道路の通行の確保です。

東日本大震災では、道路管理者、自衛隊、警察、市町村の関係機関、建設会社等それぞれの連携により、早期に道路啓開を完了させることができ、救助・救援活動にも貢献できました。

これらの被害と教訓を踏まえ、和歌山県内においては、国、県及び各市町村をはじめとする行政機関及び関係業団体等が、連携・協力して大規模な道路災害を想定した対策を推進しているところです。

こうした状況から、南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対して、和歌山県内の国道、県道及び市町村道その他の道路において、行政機関及び関係業団体等の連携・協力による道路啓開を迅速かつ着実に推進することを目的に、道路法第28条の2に基づく「和歌山県道路啓開協議会」を設立するものです。